

稲沢市週休2日工事实施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設業における労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、週休2日の確保に向けて取り組むため、週休2日工事の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 休工 現場事務所での事務作業を含め、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。ただし、巡回パトロール、保守点検等現場管理上必要な作業を行う場合を除く。
- (2) 工事完了日 完了届が提出された日をいう。
- (3) 休日取得率 第4条に規定する対象期間の全日数に対する休工日数（休工とした曜日及び理由にかかわらず休工とした日）の割合をいう。

(対象工事)

第3条 週休2日工事の対象は、次に掲げる工事とする。ただし、公共建築工事費積算基準及び土地改良事業等請負工事積算基準を適用した工事を除く。

- (1) 企業及び労働者の労働環境改善に向けた意識向上を図り、週休2日の取組を促進するもので、現場条件等によって工期延期が生じかねない不確定要素が少なく、発注者が指定する週休2日の確保が可能な工事（以下「発注者指定型」という。）

(2) 受注者自らが週休2日の確保に向けて取り組むことにより、労働環境改善に向けた意識の向上を図る工事（以下「受注者希望型」という。）

2 前項の場合において、土地改良事業等請負工事積算基準を適用する工事は、愛知県農業水産局・農林基盤局の週休2日工事实施要領（愛知県農業水産局・農林基盤局）の定めるところによる。

3 発注者指定型は、次の各号のいずれにも該当しない工事とする。ただし、発注者が週休2日工事に適さないと判断した工事は対象としない。

(1) 予定価格が1,000万円以下の工事

(2) 次条に規定する対象期間が著しく短い工事（施工必要日数が5日以内の工事）

(3) 緊急の応急復旧工事

4 受注者希望型は、前項に規定する発注者指定型を除いた全ての工事を対象とする。ただし、発注者が週休2日工事に適さないと判断した工事は対象としない。

（対象期間）

第4条 週休2日工事の対象期間は、契約締結日の翌日から工事完了日までとする。ただし、次に掲げる期間（以下「非対象期間」という。）は、対象期間から除くものとする。

(1) 準備期間（契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間をいい、現場事務所等の設置、測量等は、この期間に含むものとする。）

(2) 後片付け期間（施工を完了した日の翌日から工事完了日までの期

間をいう。)

- (3) 夏季休暇（3日間）
- (4) 年末年始休暇（6日間）
- (5) 工場製作のみの期間
- (6) 工事全体を一時中止している期間
- (7) 発注者が対象外とする作業を実施する期間（施工条件、地元条件、災害対応等受注者の責に帰すことができない事由により週6日以上の現場作業を余儀なくされる期間）
（週休2日工事の形式）

第5条 週休2日工事の形式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 完全週休2日 前条に規定する対象期間において、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休工対象日」という。）に休工を実施するものとする。ただし、地元条件等により、土曜日又は日曜日に作業を行い、同一週（土曜日の場合はその前の月曜日から金曜日まで、日曜日の場合はその後の月曜日から金曜日まで）で振替休工を取得した場合は、当該取得日を休工対象日として取り扱うものとする。
- (2) 月単位の週休2日 前条に規定する対象期間内の全ての月ごとにおいて全日数の28.5パーセント（7分の2）以上の日数の休工を実施するものとする。ただし、対象期間の日数に対する休工対象日の割合が28.5パーセント（7分の2）に満たない月において、休工対象日の日数以上の休工を行った場合は、その月に28.5パ

ーセント（7分の2）以上の休工を実施したとみなす。

- (3) 通期の週休2日 前条に規定する対象期間の全日数の28.5パーセント（7分の2）以上の日数の休工を実施するものとする。

（取組内容）

第6条 発注者指定型の実施工事の取組内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 受注者は、施工計画書に休工予定日及び非対象期間が明記された休工取得計画表を添付し、監督職員に提出するものとする。
- (2) 受注者は、毎月5日までに、工事打合簿により実施結果（休工日及び非対象期間を明示）を監督職員に提出し、監督職員の確認を受けるものとする。
- (3) 発注者が週休2日工事に係るアンケート調査又はヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。

2 受注者希望型の実施工事の取組内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 受注者は、施工計画書に休工予定日及び非対象期間が明記された休工取得計画表を添付し、監督職員に提出するものとする。
- (2) 受注者は、毎月5日までに、工事打合簿により実施結果（休工日及び非対象期間を明示）を監督職員に提出し、監督職員の確認を受けるものとする。
- (3) 発注者が週休2日工事に係るアンケート調査又はヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。

（工事成績評定）

第7条 週休2日工事における工事成績評定については、次に掲げる区

分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 完全週休 2 日 完全週休 2 日が達成された場合、工事成績評定による評価の対象とする。
- (2) 月単位の週休 2 日 工事成績評定による評価の対象としない。
- (3) 通期の週休 2 日 工事成績評定による評価の対象としない。

(週休 2 日の取得に要する費用の計上)

第 8 条 週休 2 日工事の取組を推進するため、休工状況に応じて、次に掲げるところにより経費の補正を行うものとする。ただし、経費の補正について、適用する積算基準に別の定めがある場合は、この限りでない。

- (1) 休工状況の区分は、休日取得率に応じて、次に掲げるとおりとする。

ア 4 週 8 休以上（月単位の週休 2 日） 全ての月ごとにおいて休日取得率が 28.5 パーセント以上の場合（対象期間の日数に対する休工対象日の割合が 28.5 パーセントに満たない月に、休工対象日の日数以上の休工を行った場合を含む。）

イ 4 週 8 休以上（通期の週休 2 日） 休日取得率が 28.5 パーセント以上の場合

- (2) 経費の補正に当たっては、次に掲げる休工状況の区分に応じ、それぞれの経費に次に定める補正係数を乗じるものとする。ただし、現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量、調査、設計等外注が想定される業務の労務費については、補正の対象としないものとする。

ア 4週8休以上（月単位の週休2日）

(ア) 労務費 1.04

(イ) 機械経費（賃料） 1.02

(ウ) 共通仮設費率 1.03

(エ) 現場管理費率 1.05

(オ) 市場単価 補正対象及び補正係数は、別表による。

イ 4週8休以上（通期の週休2日）

(ア) 労務費 1.02

(イ) 機械経費（賃料） 1.02

(ウ) 共通仮設費率 1.02

(エ) 現場管理費率 1.03

(オ) 市場単価 補正対象及び補正係数は、別表による。

(3) 補正方法等は、次のア及びイに掲げる工事の区分に応じ、それぞれア及びイに定めるとおりとする。

ア 発注者指定型 当初設計から4週8休以上（月単位の週休2日）の達成を前提とした補正係数をそれぞれの経費に乘じ、休工状況を確認後、最終変更設計時に休工状況の適用区分に応じてそれぞれの経費を補正し、変更契約するものとする。

イ 受注者希望型 休工状況を確認後、最終変更設計時に休工状況の適用区分に応じてそれぞれの経費を補正し、変更契約するものとする。

（工事名）

第9条 発注者指定型で発注する工事は、原則として工事名の末尾に

「(週休2日)」を追記するものとする。ただし、やむを得ないと認められる場合には、これを省略することができる。

(特記仕様書及び入札公告)

第10条 週休2日工事で発注する工事は、特記仕様書及び入札公告にこの要領に基づく週休2日工事である旨を記載するものとする。

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

付 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要領の規定は、この要領の施行の日以後に入札公告又は指名通知をする工事（入札公告又は指名通知によらないものにあつては、施行の日以後に新規に契約する工事）から適用する。

付 則

この要領は、令和6年7月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第 8 条関係）

週休 2 日工事における市場単価積算の補正係数の設定

名称	区分	補正係数	
		4 週 8 休 以上 (通期の週 休 2 日)	4 週 8 休 以上 (月単位の 週休 2 日)
鉄筋工		1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工 (横断・転落防護柵)	設置	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工 (落石防護柵)		1.01	1.01
防護柵設置工 (落石防止網)		1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.03
	移設		
道路附属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04
法面工		1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.03
鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		1.02	1.03

道路植栽工	植樹	1.02	1.04
	剪定	1.02	1.04
公園植栽工		1.02	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01	1.01
区画線工		1.02	1.04
高視認性区画線工		1.02	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.03
	人力	1.02	1.04
コンクリートブロック積工		1.02	1.04
排水構造物工		1.02	1.04
鋼製排水溝設置工		1.02	1.04
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.02
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
防草シート設置工		1.01	1.03

紫外線硬化剤FRPシート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.04
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.02	1.04
機械式継手工		1.02	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00
浸食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.02	1.04
支承金属溶射工		1.02	1.04
耐圧ポリエチレンリブ管(ハウエル管)設置工		1.02	1.03
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02
砂基礎工	機械	1.02	1.04
	人力	1.02	1.04
砕石基礎工	機械	1.02	1.04
	人力	1.02	1.04
組立マンホール設置工		1.02	1.03
小型マンホール工		1.00	1.01
取付管及びます設置工	ます設置工	1.00	1.01
	取付管布設及び支管取付工	1.01	1.02